

内閣参甲第一二二号

昭和二十三年五月十五日

参議院議長 松平恒雄殿

内閣総理大臣 芦田 均

参議院議員小林勝馬君提出あんま師、はり師等に改築資材特配の件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

昭和二十三年五月廿五日

参議院議員小林勝馬君提出あんま師、はり師等に改築資材特配の件に関する質問に対

する答弁書

これらの業者の中に困窮者、盲者等特殊事情者が多く改築等がなかなか容易でないことは政府においても承知しているのであるが、現下の逼迫せる資材事情の下においては、あんま師等の施術所の資材を特配することは非常に困難である。然し乍ら、國民保健の点より見てこのまま放置することは許されないもので、当局としては、この資材の入手についてできるだけ努力する所存である。なお、この施術所の規格の規定は従来から開業していた者については三年間その適用が猶予されているのであり、且つ又規格そのものも病院診療所のそれに比して著しく簡易なものであるから、業者各位も國民保健に対する熱意を以て、この猶予期間中にこの規格を整備する工夫をされることをも期待するものである。